税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告

（令和４年公示第６８号）
最終改正（令和８年公示第１８５号）

公示第６８号

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告

関税法施行令（昭和２９年政令第１５０号）第９２条第５項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和３０年政令第１００号）第３０条第５項、消費税法施行令（昭和６３年政令第３６０号）第１８条の６第３項及び租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第４６条の８の７第３項の規定に基づき、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する権限の範囲等について、下記のとおり公告します。

令和４年３月３０日

名古屋税関長 源新　英明

記

１　関税法施行令第９２条第１項第２号、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第１項第２号、消費税法施行令第１８条の６第１項第２号及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第１項第２号の規定する税関長が指定する税関支署監視署は、清水税関支署下田監視署とする。

２　税関官署の管轄は、別表第１のとおりとする。

３　税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署に対し、関税法施行令第９２条第２項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第２項に掲げる権限以外に委任する権限は、別表第２のとおりとする。

４　税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署に対し、関税法施行令第９２条第２項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第２項並びに消費税法施行令第１８条の６第２項及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第２項に掲げる権限のうち委任しない権限の範囲は、別表第３及び別表第４のとおりとする。

附　則（令和４年公示第６８号）

１　この公告は、令和４年４月１日から適用する。

２　税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（平成２２年公示第１３１号）は廃止する。ただし、この公告の適用前にした行為に対する旧公告及び附則の規定については、この

公告の適用後も、なおその効力を有する。

附　則（令和４年公示第１９４号）

この公告は、令和４年１０月１日から適用する。

附　則（令和８年公示第１８５号）

この公告は、令和８年１１月１日から適用する。

別表第１

税関官署名	管轄
名古屋税関 諏訪出張所	長野県
清水税関支署 興津出張所	静岡県のうち 静岡市清水区のうち横砂南町、横砂、横砂中町、横砂本町、横砂東町、興津清見寺町及び興津本町並びにこれらの地先
清水税関支署 浜松出張所	静岡県のうち 浜松市　磐田市　袋井市　湖西市　周智郡
清水税関支署 沼津出張所	静岡県のうち 沼津市　熱海市　三島市　伊東市　御殿場市　裾野市　伊豆市　伊豆の国市　田方郡　駿東郡
清水税関支署 田子の浦出張所	静岡県のうち 富士宮市　富士市
清水税関支署 焼津出張所	静岡県のうち 島田市（静岡空港を除く。）　焼津市　藤枝市　榛原郡
清水税関支署 御前崎出張所	静岡県のうち 掛川市　御前崎市　菊川市　牧之原市（静岡空港を除く。）
清水税関支署 静岡空港出張所	静岡県のうち 島田市及び牧之原市のうち静岡空港
豊橋税関支署 衣浦出張所	愛知県のうち 半田市　碧南市　西尾市　大府市　高浜市　知多郡
豊橋税関支署 蒲郡出張所	愛知県のうち 蒲郡市　額田郡
名古屋税関 中部外郵出張所	愛知県常滑市セントレア３丁目のうち 郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第２条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
名古屋税関 南部出張所	愛知県のうち 常滑市（中部空港税関支署及び中部外郵出張所の管轄区域を除く。）　東海市　知多市

名古屋税関 西部出張所	愛知県のうち 弥富市及び海部郡のうち飛島村並びにこれらの地先
四日市税関支署 津出張所	三重県のうち 津市　伊勢市　松阪市　鳥羽市　志摩市　多気郡　度会郡のうち玉城町、南伊勢町
四日市税関支署 尾鷲出張所	三重県のうち 尾鷲市　熊野市　度会郡のうち度会町、大紀町　北牟婁郡　南牟婁郡
清水税関支署 下田監視署	静岡県のうち 下田市　賀茂郡

別表第２

関税法関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、田子の浦	下田
1	災害等による申請等の期限の延長 〔法第２条の３〕	○	○	○	○	○	○	○	○
1-2	船長に対し、船用品目録に記載すべき事項の報告を求めること。 〔法第１５条第４項〕 （注１にあっては、静岡空港を除く。）							○ 注１	
1-3	外国貿易機（入港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第１５条第１２項〕 （注１にあっては、静岡空港に限る。）							○ 注１	
2	事前報告された積荷に関する事項について荷受人等に報告を求めること。 〔法第１５条の２第１項〕							○	
2-2	特殊航空機（入港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第１５条の３第４項〕 （注１にあっては、静岡空港に限る。）							○ 注１	
2-3	船卸許可 〔法第１６条第３項〕 （注１にあっては、静岡空港を除く。）							○ 注１	
3	開港又は税関空港の出港許可 〔法第１７条第１項〕							○	
4	外国貿易船等（出港）の船長又は機長に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の提出を求めること。 〔法第１７条第１項〕							○	
4-2	外国貿易機（出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第１７条第３項〕 （注１にあっては、静岡空港に限る。）							○ 注１	

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署	
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、田子の浦	衣浦、津	下田
4-3	特殊船舶等（出港）の船長又は機長に対し、旅客及び乗組員に関する事項の提出を求めること。 〔法第１７条の２第１項〕							○		
4-4	特殊航空機（出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第１７条の２第２項〕 （注１にあっては、静岡空港に限る。）							○ 注１		
5	不開港出入許可 〔法第２０条第１項〕 （注１にあっては、静岡空港を除く。）					○		○ 注１	○	
6	外国貨物である船用品又は機用品の積込承認 〔法第２３条第１項〕	○			○	○		○	○	
5-2	不開港において、外国貿易機（入出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第２０条第３項〕	○								
5-3	不開港において、特殊船舶等（出港）の船長又は機長に対し、旅客及び乗組員に関する事項の提出を求めること。 〔法第２０条の２第４項〕	○			○	○		○	○	
5-4	不開港において、特殊航空機（入出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第２０条の２第５項〕	○								
6-2	内国貨物である船用品又は機用品の積込承認 〔法第２３条第２項〕	○			○	○		○	○	
6-3	外国貨物である船用品又は機用品の積込み期間の延長 〔法第２３条第４項〕	○			○	○		○	○	
6-4	船用品又は機用品の滅却承認 〔法第２３条第６項ただし書き〕	○	○		○	○		○	○	

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎、衣浦、名古屋空港、津田子の浦	下田
7	指定地外交通等の許可 〔法第２４条第１項〕 （注１にあっては、貨物の指定地外積卸しに限る。）	○	○ 注１		○	○	○ 注１	○	○
8	船陸交通許可及び交通場所の指定 〔法第２４条第２項〕	○			○	○		○	○
9	外国往来船又は外国往来機と沿海通航船等との間の交通許可 〔法第２４条第４項〕	○			○	○		○	○
10	外国貨物の他所蔵置許可 〔法第３０条第１項第２号〕	○	○	○	○	○	○	○	○
11	保税地域にある外国貨物の見本一時持出し許可（法第３６条において準用する場合を含む。） 〔法第３２条〕	○	○	○	○	○	○	○	○
12	指定保税地域における外国貨物等の取扱いに関する行為の許可（法第４９条において準用する場合を含む） 〔法第４０条第２項〕	○	○		○	○	○	○	○
13	保税蔵置場における外国貨物を置くことができる期間の延長の承認（法第６１条の４及び法第６２条の１５において準用する場合を含む。） 〔法第４３条の２第２項〕	○	○	○	○	○	○	○	○
14	保税蔵置場に蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定 〔法第４３条の３第１項〕	○	○	○	○	○	○	○	○
15	保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等について の必要な措置（法第６１条の４、法第６２条の７及び法第６２条の１５において準用する場合を含む。） 〔法第４４条第２項〕	○	○		○	○	○	○	○

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、田子の浦	下田
16	保税蔵置場にある外国貨物の滅却承認（法第３６条、法第４１条の３、法第６１条の４、法第６２条の７及び法第６２条の１５において準用する場合を含む。）〔法第４５条第１項ただし書〕	○	○	○	○	○	○	○	○
17	保税工場における保税作業の開始届の提出不要 の認定（法第５６条第１項に規定する保税工場 の許可と同時に行う場合を除く。）〔法第５８条ただし書〕	○	○		○	○	○	○	○
18	保税工場における保税作業に内外貨を混合使用 することの承認（法第６２条の１５において準用する場合を含む。）〔法第５９条第２項〕	○	○		○	○	○	○	○
19	保税工場外保税作業の許可（法第６２条の１５において準用する場合を含む。）〔法第６１条第１項〕	○	○		○	○	○	○	○
20	保税工場外保税作業の許可の際の担保提供命令（法第６２条の１５において準用する場合を含む。）〔法第６１条第２項〕	○	○		○	○	○	○	○
21	保税工場外保税作業の許可を受けて搬出する際 の検査（法第６２条の７及び法第６２条の１５において準用する場合を含む。）〔法第６１条第３項〕	○	○		○	○	○	○	○
22	指定保税工場における使用数量等の報告について特別の期間の指定（法第６１条の２第１項に 規定する指定保税工場の指定と同時に行う場合を除き、法第６２条の１５において準用する場 合を含む。）〔法第６１条の２第２項〕	○	○		○	○	○	○	○
23	旅客等の携帯品の留置〔法第８６条第１項〕	○			○	○		○	○

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、田子の浦	下田
24	原産地を偽った表示等がされている貨物の留置 〔法第８７条第１項〕	○	○	○	○	○	○	○	○
25	同一の外国貿易船が同一の不開港に１年を通じて４回以上入港する場合の許可手数料の軽減又は免除 〔法第１０１条第３項〕 （注１にあっては、静岡空港を除く。）					○		○ 注１	○
26	犯則貨物等を外国貨物として保税地域に入れる場合における期間の指定 〔法第１１８条第５項ただし書〕	○	○	○	○	○	○	○	
27	削除								
28	領置、差押物件を還付することができない場合の公告 〔法第１３４条第２項〕	○			○	○		○	
29	領置、差押物件を還付する場合における関税の徴収 〔法第１３４条第４項〕	○			○	○		○	
30	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第１４６条第１項〕	○			○	○		○	
30-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正 〔法第１４６条第３項〕	○			○	○		○	
31	見本の一時持出し許可申請を口頭ですることが できる場合の認定(令第３０条において準用する場合を含む。) 〔令第２７条ただし書〕	○	○	○	○	○	○	○	○
32	削除								
33	保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。)に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定 〔令第２９条の２第３項〕	○	○	○	○	○	○	○	○

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署	
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎、田子の浦	衣浦、名古屋港	下田
34	保税蔵置場の貨物収容能力増減等の届出に際し、添付図面を省略することができる場合の認定（令第５０条の２及び令第５１条の１５において準用する場合を含む。）〔令第３７条ただし書〕	○	○		○	○	○	○	○	
35	保税工場における保税作業の開始に際し届出を口頭ですることができる場合の認定〔令第４５条第１項ただし書〕	○	○		○	○	○	○	○	
36	保税工場外保税作業の許可の際の条件の付与（令第５１条の１５において準用する場合を含 む。）〔令第４９条第２項〕	○	○		○	○	○	○	○	
37	保税工場外保税作業の許可の際に指定した期間又は場所の変更（令第５１条の１５において準用する場合を含む。）〔令第４９条第３項〕	○	○		○	○	○	○	○	
38	指定保税工場の報告書記載事項の調整についての認定（令第５１条の１５において準用する場 合を含む。）〔令第４９条の２第２項〕	○	○		○	○	○	○	○	
39	保税工場に備える帳簿の記載事項の一部を省略 することができる場合の認定〔令第５０条第２項〕	○	○		○	○	○	○	○	

備考　本表中法令名は、次の略語による。
関税法（昭和２９年法律第６１号）……法
関税法施行令（昭和２９年政令第１５０号）……令

関税定率法関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署	
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎	衣浦、名古屋港、田子の浦	下田
1	再輸入期間を超えることについての承認及び期間の指定〔法第１１条〕	○	○	○	○	○	○	○		
2	製造用原料品の混合使用の承認（法第１９条第２項において準用する場合を含む。）〔法第１３条第４項〕	○	○		○	○	○	○		
3	製造用原料品の用途外使用等の承認（法第１９条第２項において準用する場合を含む。）〔法第１３条第６項ただし書〕	○	○		○	○	○	○		
4	製造用原料品の滅却の承認（法第１７条第５項（法第１８条第３項において準用する場合を含む。）法第１９条第４項及び法第２０条の２第３項において準用する場合を含む。）〔法第１３条第７項ただし書〕	○	○		○	○	○	○		
5	特別の期間の定めのある再輸出免税貨物の承認及び期間延長の場合の期間の指定〔法第１７条第１項〕	○	○	○	○	○	○	○		○
6	同種の原料品を混合して製品を輸出する場合の期間の指定〔法第１９条第３項〕	○	○		○	○	○	○		
7	内貨原料品等による製品を輸出する場合における確認〔法第１９条の２第１項〕	○	○		○	○	○	○		
8	課税原料品を輸入許可の日から３月以内に保税工場又は総合保税地域に入れることの承認〔法第１９条の２第２項〕	○	○		○	○	○	○		
8-2	特例申告貨物原料品を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認〔法第１９条の２第４項〕	○	○		○	○	○	○		

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、衣浦、御前崎、田子の浦	下田
9	輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間が輸入許可の日から１年を超えることの承認及び期間の指定〔法第１９条の３第１項〕	○	○	○	○	○	○	○	
10	搬入期間を超えることについての承認及び期間の指定〔法第２０条第１項〕	○	○	○	○	○	○	○	
11	違約品に係る廃棄の承認〔法第２０条第２項、第５項〕	○	○	○	○	○	○	○	
12	軽減税率適用貨物の用途外使用の承認〔法第２０条の２第２項ただし書〕	○	○		○	○	○	○	
13	関税の軽減、免除等を受けた物品の転用の確認〔法第２０条の３第１項〕	○	○		○	○	○	○	
14	変質、損傷等の確認書の交付（令第３条の３及び令第３条の４において準用する場合を含む。）〔令第３条の２第１項〕	○	○		○	○	○	○	
15	同種の原料品を混合使用する際における包括申請の認定及び記載事項省略の認定（令第４９条において準用する場合を含む。）〔令第８条第２項〕	○	○		○	○	○	○	
16	製造用原料品に関する帳簿の記載事項の省略の命令（令第４９条及び令第５３条第４項(令第５３条の４第２項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）〔令第１２条第２項〕	○	○		○	○	○	○	
17	入国者の別送品で期間経過したものの特別理由の認定（令第２５条第３項及び令第３５条において準用する場合を含む。）〔令第１４条第１項〕	○	○	○	○	○	○	○	

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、衣浦、田子の浦	下田
18	輸出貨物製造用原料品による製造終了届を当該製品輸出申告の際、輸出申告税関にすることの承認 〔令第５０条〕	○	○		○	○	○	○	
19	指定製造工場の指定 〔令第５０条の２第１項〕	○	○		○	○	○	○	
20	輸入原料品の指定（令第５３条の４第２項において準用する場合を含む。） 〔令第５３条第１項第３号〕	○	○		○	○	○	○	
21	輸出貨物の全部又は一部が輸入されることとなった場合の確認書記載事項の是正 〔令第５４条の２第５項〕	○	○		○	○	○	○	
22	課税原料品による製造報告書の確認及び還付（令第５４条の１０及び令第５４条の１１において準用する場合を含む。） 〔令第５４条の８第３項〕	○	○		○	○	○	○	
23	保税工場又は総合保税地域における保税作業の開始に際し届出を口頭ですることができる場合の認定 〔令第５４条の１２〕	○	○		○	○	○	○	
24	保税工場又は総合保税地域に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定 〔令第５４条の１２〕	○	○	○	○	○	○	○	

備考　本表中法令名は、次の略語による。
関税定率法（明治４３年法律第５４号）……法
関税定率法施行令（昭和２９年政令第１５５号）……令

関税暫定措置法関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署	
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎、田子の浦	衣浦、名古屋港	下田
1	再輸入期間を超えることについての承認及び期間の指定〔法第８条第１項、第８条の７〕	○	○	○	○	○	○	○		
2	製造用原料品の混合使用の承認〔法第９条の２第４項〕	○	○		○	○	○	○		
3	製造用原料品の用途外使用等の承認〔法第９条の２第６項ただし書〕	○	○		○	○	○	○		
4	製造用原料品の滅却の承認〔法第９条の２第７項ただし書〕	○	○		○	○	○	○		
5	減免税物品の用途外使用の承認〔法第１０条ただし書〕	○	○	○	○	○	○	○		
6	関税の免除等を受けた物品の転用の確認〔法第１２条〕	○	○	○	○	○	○	○		
7	削除									
8	領置、差押物件を還付することができない場合の公告〔法第１９条〕	○			○	○		○		
9	領置、差押物件を還付する場合における関税の徴収〔法第１９条〕	○			○	○		○		
10	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）〔法第１９条〕	○			○	○		○		
10-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正〔法第１９条〕	○			○	○		○		
11	同種の原料品を混合使用する際における包括申請の認定及び記載事項省略の認定〔令第３３条の６第２項〕	○	○		○	○	○	○		
12	製造用原料品に関する帳簿の記載事項の省略の命令〔令第３３条の１１第２項〕	○	○		○	○	○	○		

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎、衣浦、名古屋、四日市、津、田子の浦	下田
13	減免税物品の用途外使用の際の物品確認場所の指定〔令第３４条第２項〕	○	○	○	○	○	○	○	

備考　本表中法令名は、次の略語による。
関税暫定措置法（昭和３５年法律第３６号）……法
関税暫定措置法施行令（昭和３５年政令第６９号）……令

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、田子の浦	下田
1	軍納貨物等免税物品の引渡期間の指定並びに輸入物品のやむを得ない理由による滅失の承認〔法第８条〕	○	○	○	○	○	○	○	
2	削除								
3	領置、差押物件を還付することができない場合の公告〔法第１１条第３項〕	○			○	○		○	
4	領置、差押物件を還付する場合における関税の徴収〔法第１１条第３項〕	○			○	○		○	
5	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）〔法第１１条第３項〕	○			○	○		○	
5-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正〔法第１１条第３項〕	○			○	○		○	
6	無許可譲受物品の保税地域への搬入命令〔法第１２条第４項〕	○	○	○	○	○	○	○	
7	保税地域へ入れられた物品に対する運搬及び保管費用の徴収〔法第１２条第５項〕	○	○	○	○	○	○	○	
8	軍納品作業等終了申告の検査及び製品検査書の交付〔令第８条〕	○	○	○	○	○	○	○	

備考　本表中法令名は、次の略語による。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和２７年法律第１１２号）……法

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和２７年政令第１２５号）……令

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署	
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	沼津、尾鷲、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎、田子の浦	衣浦、名古屋港	下田
1	資材等又は製品の引渡期間の指定〔法第２条第１項本文〕	○	○	○	○	○	○	○		
2	資材等又は製品のやむを得ない理由による滅失の承認〔法第２条第１項第１号〕	○	○	○	○	○	○	○		
3	資材等又は製品の滅失の場合における証明書の交付〔令第３条第２項〕	○	○	○	○	○	○	○		
4	資材等の加工又は製造終了届の検査及び製品検査書の交付〔令第５条第２項〕	○	○	○	○	○	○	○		

備考　本表中法令名は、次の略語による。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和２９年法律第１１２号）……法

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和２９年政令第１０３号）……令

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、田子の浦	下田
1	軍納貨物等免税物品の引渡期間の指定並びに輸入物品のやむを得ない理由による滅失の承認〔法第４条〕	○	○	○	○	○	○	○	
2	削除								
3	領置、差押物件を還付することができない場合の公告〔法第４条〕	○			○	○		○	
4	領置、差押物件を還付する場合における関税の徴収〔法第４条〕	○			○	○		○	
5	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）〔法第４条〕	○			○	○		○	
5-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正〔法第４条〕	○			○	○		○	
6	無許可譲受物品の保税地域への搬入命令〔法第４条〕	○	○	○	○	○	○	○	

備考　本表中法令名は、次の略語による。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和２９年法律第１４９号）……法

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署	
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎、田子の浦	衣浦、名古屋港	下田
1	免税コンテナー等の再輸出期間が１年を超えることについての承認及び期間の指定〔法第４条〕	○	○		○	○	○	○		
2	免税コンテナー等の用途外使用又は譲渡の承認〔法第４条ただし書〕	○	○		○	○	○	○		
3	コンテナー等に関する帳簿の記載事項の省略についての命令〔令第８条第２項〕	○	○		○	○	○	○		
4	コンテナーが国際道路運送手帳とともに提示された場合の検査及び封印〔令第１３条〕	○	○		○	○	○	○		

備考　本表中法令名は、次の略語による。

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和４６年法律第６５号）……法

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和４６年政令第２５７号）……令

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	尾鷲、沼津、焼津	興津、蒲郡	静岡空港、清水、御前崎、田子の浦	下田
1	通関手帳による輸入物品に対する再輸出期間を超えることについての承認及び期間の指定〔法第４条ただし書〕	○	○	○	○	○	○	○	○
2	輸入税の保全のため提供された担保の処分〔法第６条第３項〕	○	○	○	○	○	○	○	
3	通関手帳による物品の輸入又は保税運送について保証団体の確認を受けることの不要の認定〔令第３条第１項〕	○	○	○	○	○	○	○	○
4	通関手帳による物品の輸入者が差押えを受けたときの届出の受理〔令第５条〕	○	○	○	○	○	○	○	○

備考　本表中法令名は、次の略語による。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和４８年法律第７０号）……法

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ＡＴＡ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和４８年政令第３１７号）……令

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係

番号	関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署	
		諏訪	南部、西部	中部外郵	浜松	沼津、尾鷲、焼津	興津、蒲郡	静岡、清水、御前崎、田子の浦	衣浦、津空港	下田
1	免税車輌等の滅却の承認〔法第５条第２項〕	○	○	○	○	○	○	○		
2	輸入税の保全のため提供された担保の処分〔法第８条第３項〕	○	○	○	○	○	○	○		
3	居住者に免税車輌を運転させることの承認〔令第５条第２項〕	○	○		○	○	○	○		
4	免税車輌等の輸入者又は第三者に対する使用状況報告の要求〔令第６条第３項〕	○	○	○	○	○	○	○		

備考　本表中法令名は、次の略語による。

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和３９年法律第１０１号）……法

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和３９年政令第１８２号）……令

別表第３

関税法施行令第９２条第２項の規定に基づき、同条第１項第２号に掲げる権限のうち、委任しない権限

１　次に掲げる事項に係る権限は、管内の税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の長（以下「所署長」という。）に委任しない。

イ　関税法第６９条第１項（貨物の検査場所の指定）の権限

ロ　関税法第６９条の２第２項（輸出してはならない貨物の没収廃棄）の権限。ただし、同条第１項第３号及び第４号（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。

ハ　関税法第６９条の１１第２項（輸入してはならない貨物の没収廃棄又は積戻し命令）の権限。ただし、同条第１項第９号から第１０号まで（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。

２　前記１に掲げる権限のほか、次に掲げる所署長の区分に応じた各権限は、当該所署長に委任しない。

（１）興津出張所、南部出張所、西部出張所及び蒲郡出張所の長

関税法第６７条（輸出又は輸入の許可）の権限のうち、本邦に入出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯する貨物又は別送して輸出入する貨物（以下「別送品」という。）及び船長、機長又は入出国者に託して輸出入される貨物に係る権限。

（２）下田監視署長

イ　関税法第２章の規定に基づく権限

ロ　関税法第６章の規定に基づく権限のうち、輸入通関に係る権限

３　上記１及び２に掲げる権限は、関税法以外の関税に関する法令の規定中、関税の賦課及び徴収並びに関税法第６章の規定による手続の際にされる処分に係る規定に基づく権限についても制限する。

別表第４

消費税法施行令第１８条の６第２項及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第２項の規定に基づき、委任しない権限
１　次に掲げる事項に係る権限は、下田監視署長に委任しない。 イ　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第８条第６項（輸出物品に係る消費税の徴収）の権限 ロ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第８７条の６第６項（免税酒類に係る酒税の徴収）の権限